

第12章 その他目的を達成するために必要な事業

第1節 基礎年金の給付事務に係る窓口

基礎年金の給付事務（年金請求の受理、裁定、支払、障害確認等）は、日本年金機構において行うこととされているが、国民年金事業の事務の一部は、法律によって組織された共済組合等に行わせることができるとされている。

地方公務員共済組合では、年金制度の加入期間が、地方公務員共済組合の期間だけの方及びこれに準じる方の老齢基礎年金、地方公務員共済組合の組合員期間中に初診日がある方の障害基礎年金、年金制度の加入期間が地方公務員共済組合の期間だけの方及びこれに準じる方が死亡した場合の遺族基礎年金について、請求書の受理等の一部事務を行うことができることになっている。

昭和61年4月より、連合会は、これらの方から各共済組合に提出された基礎年金請求書、年金受給選択申出書、諸変更届及び現況届等を地方公務員共済組合分として取りまとめ、日本年金機構に送付する事務や、日本年金機構から送付される地方公務員共済組合分の年金受給選択申出書及び基礎年金裁定結果情報等を一括して受け取り、共済組合ごとに分割して各共済組合に提供する事務を行っている。

また、「基礎年金の制度を適用するにあたっては、組合員及び年金受給者のサービス確保等の観点から基礎年金を含めた年金給付等を共済組合で行う」という考えに基づき、平成3年4月より、各共済組合はこれらの方に係る老齢基礎年金等の支払を日本年金機構に代わって行う（支払代行）ことになり、連合会は、この基礎年金の支払に関する事務を各共済組合が行うために必要となる基礎年金支払情報等を日本年金機構より一括して受け取り、これらの情報を共済組合ごとに分割し、各共済組合へ提供する事務等を行っている。

第2節 諸外国との間の年金通算等に関する事務

国際化の進展による一時的海外派遣者の増加に伴い、社会保障制度への二重加入及び保険料の掛け捨ての事例が増加し、これらの問題を解決するため、諸外国との社会保障協定の締結が進められてきた。

連合会は、協定に基づく連絡機関として、これらの国に派遣される地方公務員に対し、その者に地方公務員共済組合制度が適用されていることを示す適用証明書の交付（韓国、フランス及びカナダを除く。）等の事務を行っている。

また、イギリス、韓国、中国及びイタリアを除く協定では、相手国の年金加入期間を日本期間と通算し、年金給付等の受給権に結びつけるとともに、相手国の年金給付の申請等を日本国実施機関で行うことができ、日本の年金給付の申請等を相手国実施機関等で行うことができることとなっているため、両国実施機関間において、年金裁定請求書、保険期間証明書等、各種書類の送付事務が発生することになる。

このため、連合会は、地方公務員共済組合と相手国実施機関等との連絡事務が円滑に行えるよう、これらの連絡事務に係る送付経由事務を行っている。

なお、これまでの協定の締結状況については、下表のとおりとなっている。

相手国	協定発効年月	年金期間通算	二重加入防止の対象となる社会保障制度		
			日本	相手国	
1	ドイツ	平成12年2月	有	年金	年金
2	イギリス	平成13年2月	無	年金	年金
3	韓国	平成17年4月	無	年金	年金（※1）
4	アメリカ	平成17年10月	有	年金・医療	年金（社会保障） 医療（メディケア）
5	ベルギー	平成19年1月	有	年金・医療	年金・医療 労災・雇用
6	フランス	平成19年6月	有	年金・医療	年金・医療・労災（※1）
7	カナダ	平成20年3月	有	年金	年金 （ケベック州年金除く） （※1）
8	オーストラリア	平成21年1月	有	年金	退職年金保障
9	オランダ	平成21年3月	有	年金・医療	年金・医療・雇用
10	チェコ	平成21年6月	有	年金・医療	年金・医療・雇用
11	スペイン	平成22年12月	有	年金	年金

第12章 その他目的を達成するために必要な事業

相手国	協定発効年月	年金 期間 通算	二重加入防止の対象 となる社会保障制度		
			日本	相手国	
12	アイルランド	平成22年12月	有	年金	年金
13	ブラジル	平成24年3月	有	年金	年金
14	スイス	平成24年3月	有 (※2)	年金・医療	年金・医療
15	ハンガリー	平成26年1月	有 (※3)	年金・医療	年金・医療・雇用
16	インド	平成28年10月	有	年金	年金
17	ルクセンブルク	平成29年8月	有	年金・医療	年金・医療・労災・ 雇用・介護・家族給付
18	フィリピン	平成30年8月	有	年金	年金
19	スロバキア	令和元年7月	有	年金	年金・医療（現物給付） 労災・雇用
20	中国	令和元年9月	無	年金	年金 （被用者基本老齢保険）
21	フィンランド	令和4年2月	有	年金・雇用	年金・雇用
22	スウェーデン	令和4年6月	有	年金	年金
23	イタリア	令和6年4月	無	年金・雇用	年金・雇用

(※1) 二重加入防止のためには、相手国への適用証明書の提出が必要となるが、韓国、フランス及びカナダについては、公務員である証明があれば適用証明書の提出は必要ない。

(※2) スイス年金は、障害年金のみが通算対象となる。

(※3) ハンガリー年金は、老齢（退職）年金及び遺族年金が通算対象となる。